

佐呂間厚生病院

平成23年4月1日から

無床診療所に転換

北海道厚生農業協同組合連

合会が運営する佐呂間厚生病院は、3月31日付けの医局人事で転出となる常勤医師の後任が確保できないため、無床の診療所に転換されることになりました。

佐呂間厚生病院は昭和36年に佐呂間町国保病院を厚生連へ経営委託した歴史的な背景があり、佐呂間町が病院施設を建設し、初期救急医療を引き受ける公的な医療機関です。

このため、昨年12月7日に北海道厚生連から町に無床診療所への転換方針が示されたことを受けて、町、町議会、農業関係団体の代表が札幌市の北海道厚生連を訪問して病院運営の継続を求める要請活

動を行いました。

しかし、全国的に医師が不足している現状から医師の確保が困難であり、入院患者を別の医療機関に転院を進めるために準備期間が必要なことや、診療所医師の募集を早急に開始する必要があることを勘案して、やむを得ず無床診療所への転換を受け入れることになりました。

どう変わる？

佐呂間厚生病院

■診療体制

入院病床を67床有する「病院」から、医師1名で通院患者だけを診察する「診療所」

に変わります。

現在、北海道厚生連では診療所に赴任する医師を全国に募集しています。過去の実績では入院患者や24時間救急患者を受け入れなければならぬ病院より、日中だけ診療を行う診療所のほうが医師を確保できています。

もし、4月までに常勤の医師が見つからなかった場合でも、北海道厚生連が責任をもって医師を確保し、4月1日以降も継続して診療できる体制がとられます。

■変更期日

3月31日までは今までどおり病院として存続し、4月1日から診療所に変わります。

■診療時間

現在、常勤医師が1名だけの診療体制のため、外来は午前中だけの診療時間になっていますが、4月からは平日の午前と午後の診療時間になる予定です。

ただし、訪問診療などで地域へ出向く時は、午前中だけの診療時間になる場合もあります。

■救急患者の受け入れ

診療所になると入院ベッドがなくなるので、重症な患者や病状が急変するおそれのある患者など、数日間継続して診察することができなくなるため、基本的には町外の入院設備のある専門医療機関に搬

送されることになります。

■診療科

佐呂間厚生病院の診療科は内科、外科、皮膚科、整形外科で、皮膚科、整形外科は日程を決めて他の病院からの医師派遣により対応しています。

診療所への転換にあたっては、内科の常勤医師を確保して、外科、皮膚科、整形外科を非常勤医師で診療する方針で北海道厚生連が医師確保を目指しています。

■人間ドックなど健診体制

診療所になると一般的な健康診断は行いますが、人間ドックなど総合的な検査を必要とする検診は遠軽厚生病院

などに委ねることになると思われます。

■診療所の名称

佐呂間厚生病院から佐呂間厚生診療所または佐呂間厚生クリニックなどの名称に変わります。

■診療所の場所

当分の間、診療所は現在の厚生病院の建物をそのまま使用して診療を行います。1階のみを利用して診療を行い、入院病棟の2階部分は閉鎖する予定です。

◆救急の診療が必要になったら

今後、夜間、休日における救急医療を町外の医療機関に委ねる状況になりますが、緊急な診療が必要だと思われる場合には、「ためらわずに」救急車を呼んでください。

現在は、佐呂間町内から119番通報をすると、遠軽町にある広域組合消防署の通信司令室に電話がつながり、指令室から佐呂間出張所に指



令が入り救急車が出動するシステムになっています。

119番通報した際には、呼び出し先の「住所・番地・電話番号」を聞かれますので、日頃からご自宅の「番地・電話番号」を確認しておくことをお勧めします。

なお、4月からは佐呂間出張所員の増員により救急出動中にさらに救急要請があった場合は、もう1台救急車を佐呂間もしくは、組合内の近隣町から出動できる体制になります。

◆日曜救急当番医をご利用ください

遠軽地区および北見市、網走市などでは医師会が中心となって日曜、祝日における内科、外科別の当番医を決めています。当番医は日曜日の新聞に掲載されています。

※新しい診療所の体制は、赴任する医師の専門診療科や意向によって決まります。当初の方針が変更になる場合もありますのでご了承願います。